

指定難病指定医療機関 指定申請書・確認書

該当するものに ○をつけて ください。	新規・更新	病院・診療所	薬局	訪問看護事業者
保険医療機関等	ふりがな 名称			
	所在地	〒	TEL: ()	
	医療機関コード (コード未取得の場合は空欄とし、 取得後に連絡をお願いします)			
開設者	所在地 (訪問看護事業者は主たる事務所の所在地 を記載。個人の場合は住所)	〒		
	氏名又は名称			
	代表者(介護医 療院、訪問看護事 業者のみ記載)	住所	〒	
		氏名		
標ぼうしている診療科目 (薬局・訪問看護事業者は記載不要)				
役員の職・氏名 (開設者が法人の場合) ※		役職	氏名	
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第14条第1項の規定による指定医療機関(更新申請においては、同法第15条の規定による指定医療機関)として指定されたく申請します。</p> <p>また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者 所在地(個人の場合は住所) 名称及び代表者氏名(個人の場合は氏名)</p> <p>千葉県知事 様</p>				

※記載欄が足りない場合は、別紙により役員名簿を添付してください。

誓約事項

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第14条第2項都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。